

医療的ケアが必要な児童を対象とした居宅訪問型保育事業の 試行実施を開始します

川崎市では、医療的ケアが必要で、かつ、他に重篤な症状がなく、主治医からの集団保育（生活行動）が可能と診断され、症状の程度により安全な保育の提供と集団での保育が可能であると川崎市保育所入所児童等健康管理委員会で判断された児童を対象に、公立保育所を受入対象施設として保育の提供を行っています。

この度、医療的ケアが必要で、公立保育所での集団保育が難しい児童を対象に、本市では初めてとなる居宅訪問型保育事業の試行実施を 9 月 1 日から開始します。

なお、居宅訪問型保育事業は、必要な研修を修了した保育士や看護師等の家庭的保育者が児童の自宅に訪問し、保育を提供する、子ども・子育て支援制度において制度化された地域型保育事業の一類型です。

1 事業内容

(1) 事業概要

居宅訪問型保育事業（医療ケア対応）とは、医療的ケアが必要な疾病、障害等により集団保育が困難な児童を対象に、児童の居宅において保育者による 1 対 1 の保育を行う事業です。

(2) 事業開始日

令和 7 年 9 月 1 日（月）から

※ 6 月 2 日（月）から区役所児童家庭課での相談を開始します。

(3) 実施事業者

認定 N P O 法人フローレンス

（東京都千代田区神田神保町 1 丁目 14 番地 1）

(4) 定員

若干名

(5) 保育時間

平日 8 時から 1 8 時までの間で最長 8 時間（週 2 ～ 5 日）

(6) 保育料

本市の認可保育所と同額です。

保育料とは別に、保育者の交通費等の実費を負担していただく場合があります。

(7) その他

利用にあたっては保育の必要性の認定を受ける必要があります。

昼食等は保護者様で御用意していただきます。

本事業については、以下の URL から御確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000177171.html>

問合せ先

川崎市こども未来局保育・幼児教育部

保育第 2 課 大場

電話 044-200-3948